



7
8

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

請求権問題に関する初期の交渉要領案

(二七二六)

一、最初の段階において、請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ、各項目の正当性について先方の説明を求めめる。

右に当つては、今後のわが方の全般的解決策のめどを立てる必要もあり、かつ、ずるずるに請求の提起されることを防ぐため、最初から全貌を明らかにせしめるようにする。

なお右請求には確實な証拠資料を添付することを要求する。

一右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。

二、国際先例上領土分離に当り分離国が各種の請求をなすことが認められてゐるのは、分離国所在の少くとも被分離国系私有財産が尊重されることの裏付けがあるとの立場に立つてゐるのであつて、韓国側がこの点を度外視して、漫然国際先例にならうと称して各種の請求権を提起してくる場合は、先ず前記立場としてのわが国及びわが国民の在韓財産を尊重する意思ありや否やを確める。

三、請求権に関する先方見解の各項目、範囲、論拠等が相当合理的であること

が明確になるまでは、各種請求権の個別的交渉に入ること拒否する。

右情況がわが方の主張に添つて展開する見込める場合は、別紙記載の三つの処理方法のいづれをとるか、その利害得失を政治的、財政的に検討して、わが方の態度を決定し、今後の討議においては、右決定方法によらしめるように折衝する。

四、前項の三つの方法を採用することに決するも、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェステイニング・デクリー（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論の貫徹を図る。

右は理論としては終始一貫してこれを堅持する。

五、国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等の問題も、前記諸問題と併行して採上げる。

六、叙上の経過で略々妥結を見る見通しがついた場合は、請求の實際的処理に必要な技術的問題（終戦後の事態に基く契約不履行に関する経過的な措置を含む。）について協定を行う。

七、なお本件問題は南北鮮一体にわたるものとして採上げらるべきであることを確認する。

右に關し、北鮮關係の日本財産は当然わが方の取り分であることも承認せしめる。

註 朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び對鮮請求権ははるかに大であるが、朝鮮全般の現狀の情況に照らし、これが返還ないし、補償を得ることは容易でなく、加うるに、韓国側は、わが方の在鮮財産及び對鮮請求権は、日本が朝鮮から收奪したもので、本来韓国のものであるという點論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致を見ることは困難であらうと予想される。従つて本件交渉においては、あくまで法理論を堅持し長期にわたつて十二分に善戰を尽くすが、先方の出方によつては、結局において、大局的解決に導く途をも閉ざさないものとする。

(別紙)

一、直接決済主張の場合

この場合は私有財産不可侵が前提となつてゐるもので國家が不親切であると云う批難の他は國內政治問題となることは比較的少いと思われるが、次の諸點を検討して置く必要がある。

(1) 取立て可能性の爲よりする利害得失の計算

a、適用法規並びに管轄裁判所の決定—終戦後の兩憲法の変化をどの程度迄認めるか、係争問題をどの國の裁判所で取扱いかなどは必ずしも日本裁判所が有利とは断じられない。

b、一國における裁判所の判決の他國內における執行力—担保限度、動乱による在鮮日本財産の被災狀況

c、兩國債權者の擧げ力

(2) 土地の公法處分の効力—農地改革とか公用收用についてどの程度迄争うか—

(8) 錯綜せる債權、債務關係の整理—各個人についてそれぞれ複雑な債權、債務關係が絡み合つてゐるので、その余てを係争に附すること

各個の請求権について主張の妥当性、証拠等を審査し、債権、債務者間のあつせんをするものであつて、事務処理方法としては最も適當なものであり、その構成、権限等に研究の余地がある。特に取立、訴訟等にまで立入るべきか否かについては疑問がある。

とすれば事實上は解決不可能となる可能性がある。
二 間接決済主義

間接決済主義も、各個人の請求権を悉く國家が代位して徹底的に争うとすればその利害得失は殆ど直接決済主義と異ならないので、この主義の特徴は大なり少なり政治的解決の途が開かれることにある、その程度に応じて国内政治的問題が発生する、なお強制執行力と裁判所決定の点を除けば直接決済主義に述べた問題は間接決済の場合にも同様に考慮しなればならない。

- (1) 私有財産關係に國家が代位する国内法的根拠
(2) 政治的解決を求める場合

ア、国内補償するか否か補償しない場合の法的根拠、補償する場合のレート。一般の在外財産補償問題との均衡を如何にするか

イ、国内における対賠償債権者と債務者との衡平を如何にしてはかるか
という問題

三 仲介主義

兩國共同の清算調整委員會の如きものを設けて、全ての請求権を受け

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

二 日本が引渡すべき最少限の財産



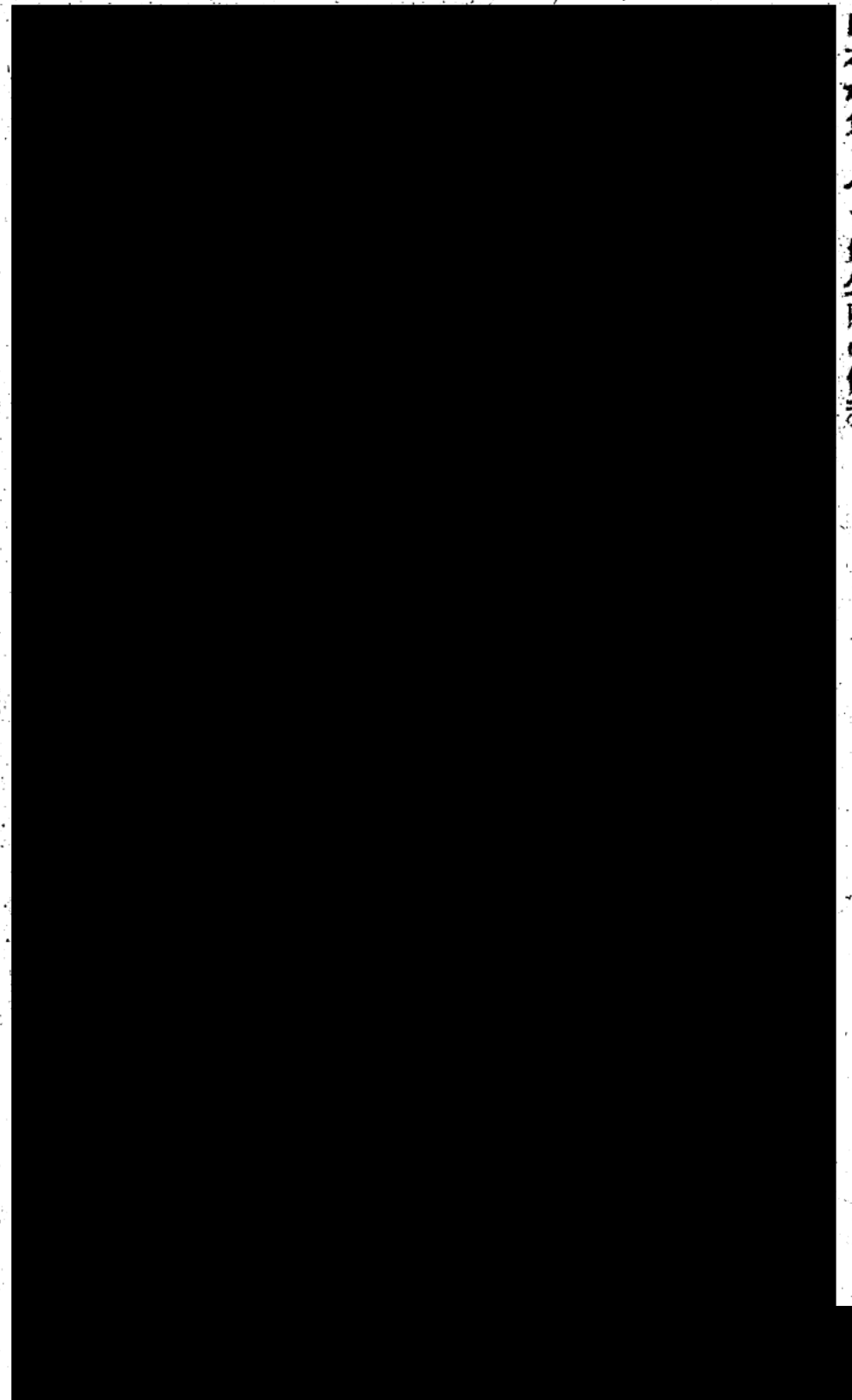
MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



一 日本が負うべき最少限の債務

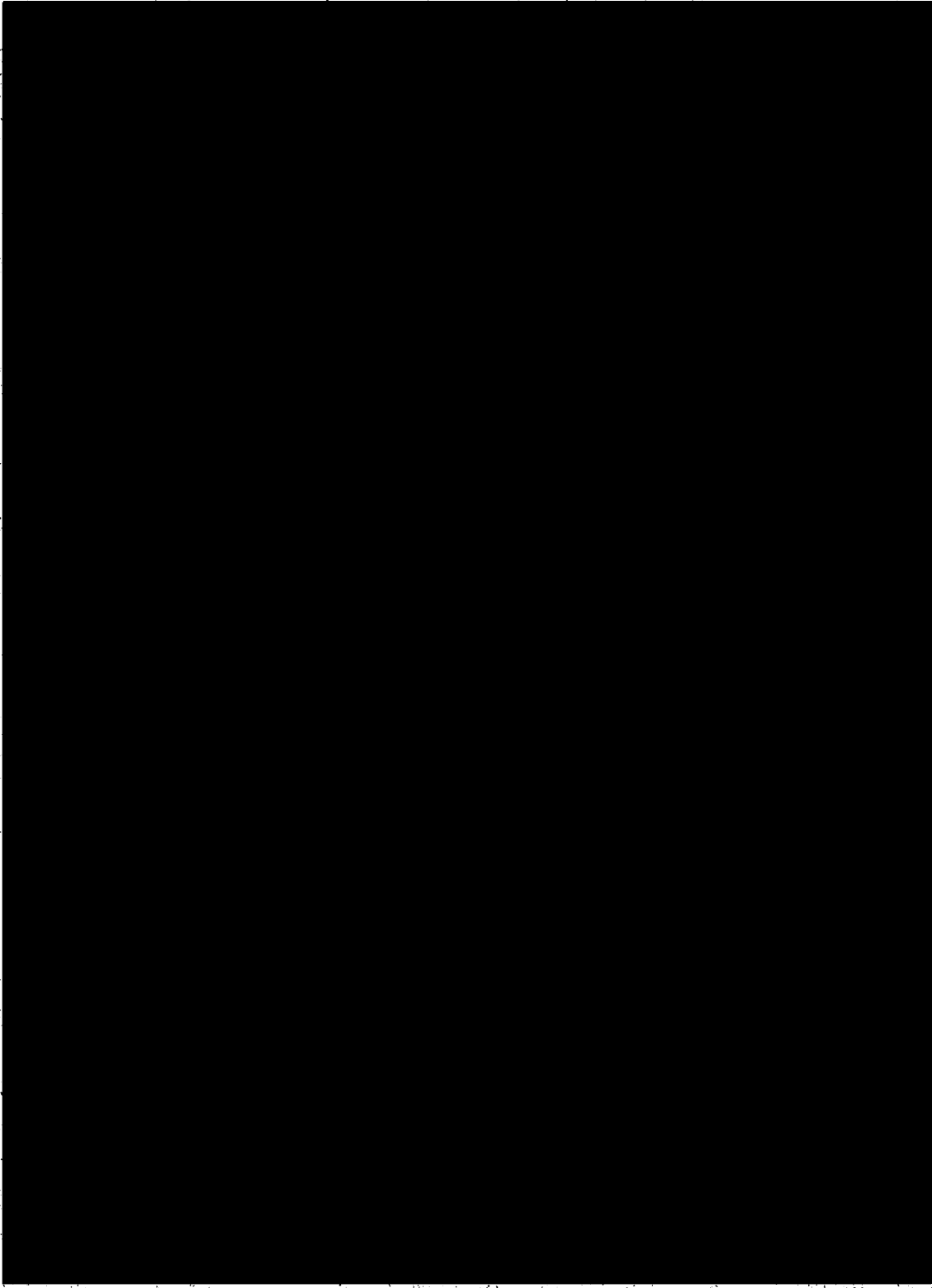
対韓關係負担限度の推定（第一次試案）

理二
外三
債四

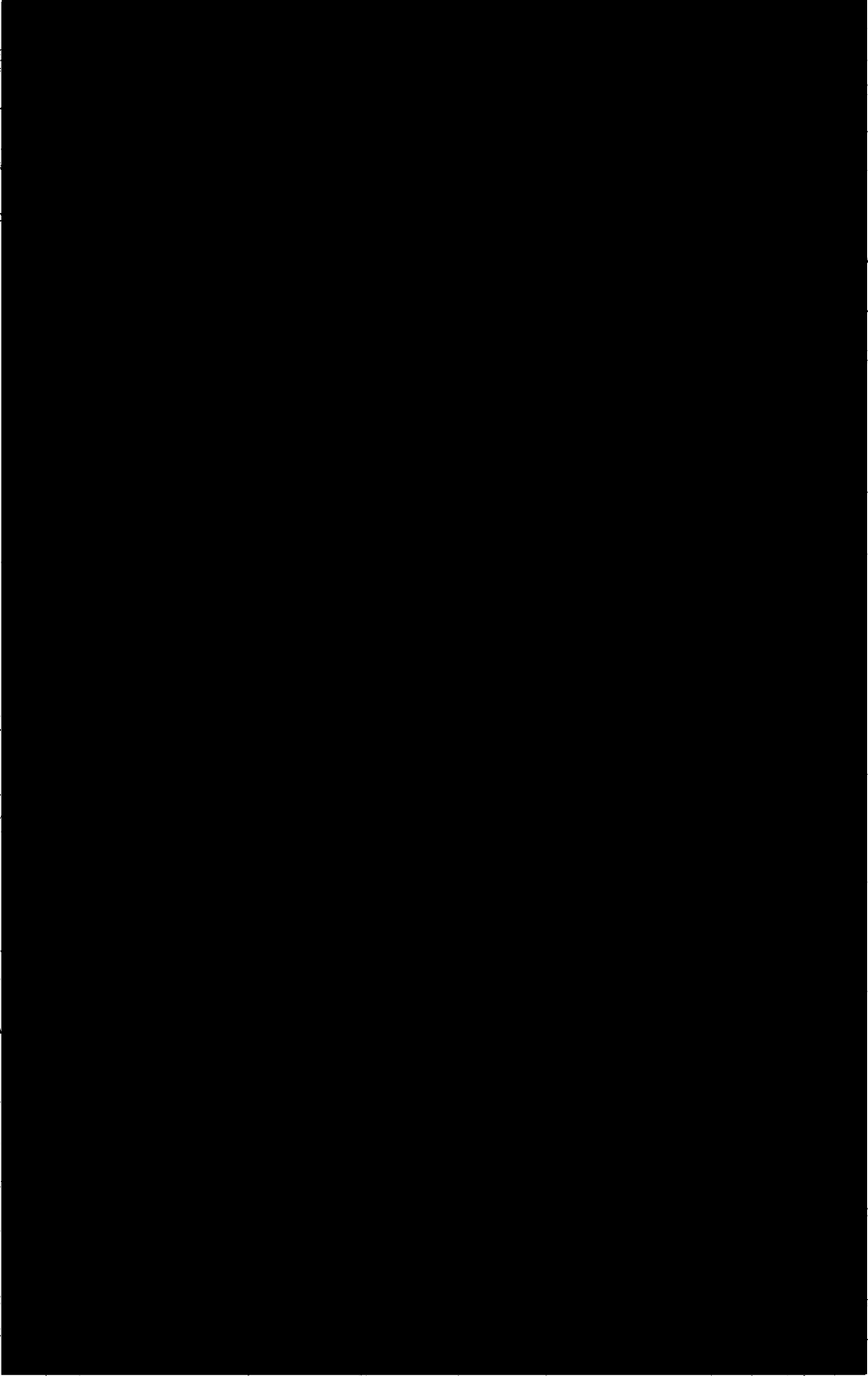


81

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



対韓請求権（第一次試算）
（理二・外三・債六）

8/8

